

「令和 8 年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業」（補助事業）への 応募について（留意事項）

「令和 8 年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業」に応募する方々におかれましては、「令和 8 年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業公募要領（補助事業）」の他に、下記の事項にも留意いただきますようお願いいたします。

疑義等がある場合は、公募要領に示す応募書類提出先まで、適宜ご相談ください。

1. 全般

（1）応募書類

公募期間内に、「令和 8 年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業応募様式」を提出していただきます。

応募書類は電子メールで提出ください。応募様式に加え、参考資料として説明資料（A4 片面、数枚程度）を添付いただくことも可能です。応募書類は原則、かがみ、応募様式、経費内訳の積算根拠等としてください。

（2）かがみ

A4 縦で作成し、責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載ください。

（かがみの例）

令和〇年〇月〇〇日

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 御中

株式会社〇〇〇〇〇〇

（又は地方公共団体名等）

令和 8 年度廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業の応募について

標記につき、資料を提出します。

(3) スケジュール

上記(1)で示す応募書類を環境省が受領後、事前審査(書面審査)及び審査委員会によるヒアリング審査を行い、事業採択の可否を連絡します。その後に補助金の交付決定となります。事業の開始(契約・発注)は、その後になります。

複数年度にわたる事業については、年度ごとの事業の内容を明確にしたうえで、応募様式を提出していただきます。

また、年度末の中間評価において、当該年度の事業計画どおり事業が行われたか、来年度以降の事業に大幅な変更がないかを審査委員会等で確認し、事業の継続実施の可否について審査します。審査の結果、低評価を受けた課題については、次年度における補助金の不交付の判断が下ることもあります。

(4) 他助成事業への応募の禁止

環境省を含む他の公募事業等により実施中の実証事業(応募時点で助成が決定しているものを含む。)と内容が類似している実証事業については、本事業に応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募に係る実証事業と同様の実証事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちにご連絡ください。

なお、不合理な重複及び過度の集中(「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)において定義されるものをいう。以下同じ。)を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省(独立行政法人の資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(5) 代表者の変更等の措置

代表者は、採用、転出、転任等の事由により所属機関を変更する場合又は事故、病気、長期の出張、その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得た上で、補助事業の規定に沿った手続が必要となります。

(6) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、補助金の不交付、返還又は減額配分を含む措置を講ずることがあります。

(7) 経費の適正な管理について

各事業者等は、経費を適正に管理するため、経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。また、これについて、

事業実施代表者は各事業実施機関等に周知する必要があります。公的な経費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、補助金を交付できない場合があります。各事業者等は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により環境省が指定する場合は、経費の支払い方法の変更や経費の縮減等の措置、開発・実証体制の見直し等に従う必要があります。また、環境省による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

(8) 事業の中止等の措置

代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。

(9) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民に情報提供していくこととしております。本事業実施期間中又は終了後に、環境省が発表する場合や成果発表会等で事業者に発表していただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて情報提供等を行う必要があります。

また、上記に限らず、本事業の実施内容については、本事業の範囲外においても積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、公表内容について必ず事前に環境省へ確認する必要があります。

(10) 事業概要等資料の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業完了直後の達成度に係る評価、また事業完了後の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、資料の提出等を適宜求めます。

2. 応募書類の作成方法

記載にあたって、応募様式の枠内に記載された事項は必ず記載してください。その他の記載事項については、以下を確認の上、記載してください。

応募様式等の作成にあたっては、ページ数に制限はありませんが、ページを増やす場合であっても、簡潔に分かりやすく書くように努めてください。

(1) 実証課題名

課題名は全角 40 文字以内で記載すること。

(2) 実証代表者、経理事務担当者

・「氏名」は上段にフリガナを付けること。

- ・電話番号、E-mail アドレス等は半角英数字で記載すること。

(3) 事業実施場所

事業を実施する場所の名称及び所在地を記入すること。

(4) 事業期間

事業実施期間を年度単位で入力すること。

(5) 体制・組織

- ・構成機関名を全て記載すること。
- ・エフォートは、担当者の年間の総仕事時間を 100%とし、本事業の実施に必要とする時間の配分率を記載すること。

(6) 本事業の概要・目的

- ・本事業を提案するに至った背景について具体的かつ簡潔に記載すること。
- ・技術的意義（提案する技術に新規性（先導性）、実用性、発展性があるか）、政策的意義（対策強化につながるか、対策コストの低減につながるか等）、本事業全体の目的や原理・仮説、コンセプト、実用化に向けた課題、想定されるユーザーを記載すること。

(7) 本事業の目標・計画

①最終目標

事業期間全体での目標について、実証期間中に直接的に達成する目標（コスト、CO2 削減効果等）を具体的かつ定量的に（数値で）記載すること。

②令和 8 年度目標・計画

各年度の目標について、直接的に達成する目標（コスト、CO2 削減効果等）を具体的かつ定量的に（数値で）記載すること。本事業の実施期間部分について記載してください。

※令和 8 年度単年度事業の場合は、①最終目標のみ記載すること。

※複数年度を事業期間とする場合は、①最終目標に加え、2 年度目以降の各年度の目標・計画を適宜記載すること。

(8) 実証の実施体制

- ・実証の対象となる実施体制の全体像について、わかりやすく記載すること。
- ・実施体制について、各実施者が実施する分担業務を、関連した分野の知見・過去の業績とともに簡潔に記載すること。
- ・適宜図表を挿入して構わない。ただし、図等を貼り付ける場合、ファイル容量を極力抑えること。

(9) CO2 削減効果

- ・効果の試算に当たっては、以下の条件とする。
- ・電力係数 0.416 t CO₂/MWh※1、プラ焼却に伴う CO₂ 排出係数 2.76 t CO₂/ t ※2
 - ※1 出典：電気事業者別排出係数 R6 年度実績より
 - ※2 出典：算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧より
- ・ごみの組成：生ごみ比率 34%、紙ごみ 33%、プラスチック 12%
 - ※出典：令和 6 年度廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書より
- ・単純焼却施設の CO₂ 排出量の算出にあたっては、プラスチック類の焼却と施設稼働に伴う電力に伴う CO₂ 発生量を足し上げること。
 - ※単純焼却施設：施設能力 50 t / 日、稼働日数 280 日 / 年、稼働時間 24 h / 日、焼却ごみ中のプラの割合：12%
- ・プラ焼却に伴う CO₂ 発生量は以下のとおりとする。
 - $50 \text{ t / 日} \times 280 \text{ 日 / 年} \times 12\% \times 2.76 \text{ t CO}_2 / \text{t} = 4,637 \text{ t CO}_2 / \text{年}$
- ・提案事業の対象とする技術が実用化・製品化され普及した場合の 2030 年、2050 年に向けたエネルギー起源 CO₂ の削減効果（本事業によって技術が普及した場合と、本事業が行われない場合を比較し、技術が普及した場合に期待される CO₂ 削減量）を計算根拠（仮定した普及率・性能等）とともに記載すること。
- ・対象とする技術の削減コスト（CO₂ を 1 トン削減するのに必要なイニシャルコスト及びランニングコスト、当該技術の導入設備の耐用年数の期間全体で計算した値）を記載すること。
- ・提案事業における費用対効果（2030 年、2050 年に期待されるエネルギー起源 CO₂ の削減効果を提案事業の総事業費で除した値）を記載すること。
- ・デコ活に関する取組を行っている場合は、その内容について記載すること。

(10) 事業計画・スケジュール

事業計画の具体性、実現可能性を把握するため、具体的にスケジュールを記載すること。本事業が複数年度を想定している場合、その部分も含めて記載すること。

(11) 事業化・普及の見込み

- ・提案事業で実証を行おうとする技術の事業化の見込み時期及び事業化に至るまでに必要なステップを記載すること。
- ・当該技術が事業化された後に普及する見込みについて、いつまでに、どの程度普及するののかの見込みを記載すること。

(12) 本事業の事前準備状況・関連技術開発

- ・実証事業の基盤となる事項について、具体的に記載すること。
 - ①技術の特性や機器・システムの実現性に関する既往研究や内部資料の有無、類似研究の整理状況

- ②試験やモデリング・シミュレーションによる性能やコストの検証状況
- ③技術の試作品やそれらを機器・システムとして統合したプロトタイプの有無やそれをういた実験・試験、データ取得の状況
- ・本事業を提案するに当たって実施した事前の調査検討や前段階となった技術開発について、得られた成果、中間評価、事後評価の結果等を、具体的かつ簡潔に記載すること。

(13) 本事業以外の国の制度（事業）からの資金援助の有無と本事業との関連性（申請中を含む）

- ・環境省を含む他の助成事業等により実施中の実証事業（令和8年度以降からの助成が決定しているものを含む。）と内容が類似しているものについては、本事業へ応募できません。また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ実証事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちにご連絡ください。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。
- ・応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(14) 経費所要額

- ・事業の実施期間を通して、事業計画に即した経費を年度毎に記載のうえ、全体の所要額を合計の欄に記載すること。
- ・翌年度の事業費は当該欄に記載の金額を基本の額とする。
- ・年度毎の要求額が各年度の予算額の上限を超えないように注意すること。

(15) 経費の明細

- ・事業費の費目は①本工事費、②付帯工事費、③機械器具費、④測量及試験費、⑤設備費、⑥業務費、⑦事務費とする。
- ・2年度目以降については、各年度それぞれの欄に事項別合計額のみを記載すること。

・その他留意事項

- ① 提案した内容に対して経費が明らかに過大である場合は、審査の過程で評価委員に不適切と判断される場合があるので、実勢に従って現実的な経費を計上すること。
- ② 消耗品の上限は、20万円未満とする。それ以上は、原則備品の扱いとなるが、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は消耗品として構わない。

(16) 論文・特許等の知的財産権・その他実績

- ・ 本事業の実現性に関する近年の重要な発表論文（査読のあるものに限定）又は特許等の知的財産権について記載し、本技術実証事業との関係性について説明すること。
- ・ 論文（査読のあるものに限定）の場合、著者名、論文タイトル、雑誌名、発表年、巻・号、ページの順を基本とすること。
- ・ 特許等の知的財産権については、取得又は出願済みのものについて記載すること。記載できる範囲内での記載としても構わない。
- ・ 論文、特許等の知的財産権のほか、関連技術の官公庁・民間等における採用・導入実績等についても、論文・特許等の知的財産権がない場合は、とりわけ記載すること。

別紙. 補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他法令の定めによるほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び同実施要領（以下「実施要領」という。）並びに「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（環境省大臣官房会計課平成 28 年 4 月）

（https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotasu/2804_160323set.pdf）の定めるところによります。

2. 補助金の交付について

（1）交付申請

公募により選定された事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱等を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。なお、消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出していただきます。

（2）交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給及び同法施行令第 2 条に掲げる給付金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

（3）事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください（交付決定以前に着手した事業は補助対象となりません）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。

(4) その他

補助対象経費の詳細は「5. 応募に当たっての留意事項」の内容を予定しています。また、上記のほか、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間、保管しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業の完了から起算して1か月を経過する日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛てに提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知を行います。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、環境省から補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については適正化法の規定により財産処分の制限があります。取得財産等については、取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す（廃棄を含む。）こと等をいう。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。

取得財産のうち財産処分制限を受ける財産の取得は、代表実施者のみが可能であり、共同実施者は財産を取得することはできません。

また、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記のほか、必要な事項は交付要綱及び実施要領並びに「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」に定めます。また、上記の取扱いは、今後変更する場合がありますので、事業実施に当たっては、必ず交付要綱等を御確認ください。

4. 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等）※をもって補助対象経費に計上します（利益等排除）。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価と認める場合があります。